

10月から
変更しました

10月から市の組織を一部改正

区分	部課名	内容
部名の変更	企画部	・経営戦略部を企画部に変更
課名の変更・係の新設	秘書課	・政策推進課を秘書課に変更 ・政策推進担当と秘書担当を統合し、秘書係を設置
課名の変更	人事課	・人材育成課を人事課に変更
	企画課	・ひろさき未来戦略研究センターを企画課に変更

※課の場所の変更はありません。

■問い合わせ先 人事課人事評価担当 (☎ 35・1119)

共助による快適
な雪国生活を

町会雪置き場事業・地域除雪活動支援事業

【町会雪置き場事業】
住宅地に空き地を所有している人が地域の雪置き場として町会と無償契約を締結し、空き地を貸し付けした場合に、固定資産税などの3分の1以内を減免します。

【地域除雪活動支援事業】
除雪機械や融雪設備を活用し、一般除雪によって狭くなった生活道路の拡幅作業や排雪作業または融雪活

動を行う町会等に対して、燃料費や電気料の一部を報償金として支給します。

～共通事項～

▽申請期間 11月1日～26日

▽実施期間 12月1日～平成31年3月31日

■問い合わせ先 道路維持課（茜町2丁目、☎ 32・8555）

学用品費などを
一部援助します

平成31年度就学援助申請を受け付け中

経済的理由により就学が困難な小・中学校児童生徒の保護者に対して、学用品費などの就学費用を一部援助します。

援助を受けるためには、申請して審査を受ける必要があります。申請は随時受け付けていますが、4月からの認定を受けるためには、3月までの申請が必要です。

▽対象 市立小・中学校に就学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する人

※市立小・中学校以外に就学している場合でも、児童生徒および保護者が市内に居住している場合は認定できることがありますので、お問い合わせください。

○生活保護が停止または廃止となった人
○世帯全員が市民税所得割非課税の人

※住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
○国民年金保険料が全額免除の人

○児童扶養手当の全部支給（一部支給停止されていない）を受けている人

○市民税が減免決定された人

○国民健康保険料が減免決定された人

○そのほか、経済的に就学に困難な状況が認められる人（学校などを通じて確認します）

▽申請に必要なもの 印鑑、平成30年1月2日以降に転入した人は平成30年度所得課税証明書、市民税・国民健康保険料の減免理由で申請する人は減免決定通知書

■問い合わせ・申請先 学務健康課（岩木庁舎3階、☎ 82・1643）／学務健康課弘前分室（市役所1階）

※電話での問い合わせは学務健康課へ。

有料広告を掲載
しませんか弘前市成人式プログラムに掲載する有料広告
を募集します

弘前市成人式プログラムに掲載する有料広告を募集しています。広告内容は式典プログラムの性格上、一定の条件がありますので、市ホームページでご確認ください。

▽配布日 平成31年1月13日（日）

▽配布予定枚数 1,500枚

▽掲載規格など 8枚（縦45mm以内×横85mm以内）

※募集枠数を超える応募があった場合は、市内に主たる事業所を有する掲載希望者を優先し、抽選により決定します。

▽掲載料 5,000円

▽申込期限 11月15日（木）

■問い合わせ・申込先 生涯学習課（岩木庁舎2階、☎ 82・1641）

地域活性化に
取り組みます

相馬地区地域おこし協力隊を募集

▽応募方法 応募用紙に必要事項を記入し、郵送または持参を。

※応募用紙・募集要項は、市ホームページに掲載しているほか、企画課（市役所2階）で配布しています。

※市民は応募できません（応募要件は募集要項を参照）。

▽選考方法 第1次選考…書類審査の結果を1月中旬に文書で通知／第2次選考（第1次選考合格者のみ）…面接を2月中旬に市内で実施

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ・提出先 企画課人口減少対策担当（〒036・8551、上白銀町1の1、☎ 40・7121）



その請求、身に覚えありますか？

特殊詐欺・架空請求にご注意を！

○○料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ
・・・・
・・・・
取り下げ最終期日
平成●●年●月●日
はがき



要注意！
最近増えている
詐欺の手口です

コンビニなどでプリペイドカード
(電子マネー)を購入して、カード
は手元においていいからカードの番号だけ教えてね。

注意 カード番号を教えると、カードの中のお金抜き取られてしまいます。
カード番号は絶対に教えないでください！



「おかしいな！」と思ったら、各地の消費生活センター（☎ 188、最寄りの消費生活センターにつながります）や警察（#9110）にご相談ください。

■問い合わせ先 市民生活センター（☎ 34・3179）

このようなはがきや電子メールなどが来ても、
身に覚えがないときは「無視」！

書かれている電話番号にかけたり、メールを開いたりしないようにしましょう。